

令和 5 年第 3 回大台町議会定例会

提出議案概要



令和 5 年 9 月

報告第 6号 令和4年度健全化判断比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

【内容】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの会計も黒字であることから算定されず、数値としてはありません。

実質公債費比率は8.0%、将来負担比率は7.3%であり、4指標ともに早期健全化基準内です。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	8.0 (25.0)	7.3 (350.0)

※ () 内は早期健全化基準の数値です。

報告第 7 号 令和 4 年度資金不足比率について

【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

【内容】

水道事業会計及び生活排水処理事業特別会計は、いずれの会計も資金剰余の状態のため、資金不足比率は算定されず、数値としてはありません。いずれの会計も経営健全化基準内です。

会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	— (2 0 . 0 0)
生活排水処理事業特別会計	— (2 0 . 0 0)

※ () 内は経営健全化基準の数値です。

報告第 8 号 株式会社フォレスト・ファイターズの経営状況について

報告第 9 号 株式会社エム・エス・ピーの経営状況について

報告第 10 号 株式会社宮川物産の経営状況について

報告第 11 号 株式会社宮川観光振興公社の経営状況について

報告第 12 号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について

報告第 13 号 株式会社奥伊勢ハイウェイパークの経営状況について

【理由】

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第三セクターの経営状況を報告します。

【内容】

別冊「出資法人経営状況報告書」をご参照ください。

報告第 14 号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について

【理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の事務に関する点検評価報告を行います。

【内容】

教育委員会が令和 4 年度に実施した施策等（事務・事業）の点検・評価を行い、報告書を作成し議会へ提出するとともに、公表します。

詳しくは、別冊「令和 4 年度 教育委員会の事務に関する点検評価報告書」をご覧ください。

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度大台町一般会計補正予算（第 5 号））

【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

【内容】

別冊「令和 5 年度補正予算説明資料（7 月 26 日専決処分）」をご参照ください。

認定第 1 号	令和 4 年度大台町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号	令和 4 年度大台町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号	令和 4 年度大台町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号	令和 4 年度大台町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号	令和 4 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号	令和 4 年度大台町水道事業会計決算認定について
認定第 7 号	令和 4 年度宮川福祉施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号	令和 4 年度宮川福祉施設組合介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

【理由】

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度大台町一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

併せて、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度大台町水道事業会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

【内容】

別冊「令和 4 年度決算の概要説明書」をご参照ください。

議案第 6 4 号 権利の放棄及び和解について

【理由】

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 0 号及び第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【内容】

平成 3 0 年 4 月 1 日に締結した旧「大台町ふるさとプラザ もみじ館」の指定管理に係る協定書及び平成 3 0 年 8 月 1 日に締結した覚書に基づく施設使用料の未払いについて、令和 4 年 1 2 月 2 8 日に公益財団法人三重県市町村振興協会の和解あっせん事業に申立てを行った。

町では、これまでの経緯及び協定等に係る書類の提出、相手方からは協定書及び覚書の協議不足の指摘、また、相手方が指定管理期間中に行った協定書第 8 条第 2 項に基づく 1 0 万円を超える修繕費用を民法第 1 9 6 条（占有者による費用の償還請求）の規定に基づき請求する旨の主張があった。

この双方からの主張を踏まえ、令和 5 年 7 月 2 5 日に和解あっせん人から和解案の提示があり、双方協議の結果、事実上の合意に至り、大台町が請求する令和元年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの旧「大台町ふるさとプラザ もみじ館」の施設使用料等の権利を放棄し、相手方の有益費用償還請求等を相殺することで和解するもの。（0 和解）

なお、相手方が既に支払い済みの施設使用料については、大台町から相手方に対し返還を要しないものとする

議案第 6 5 号 大台町町道路線の認定について（町道旧報徳病院線）

【理由】

道路利用者の利便性の向上を図ることを目的に、下記の路線を町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

認定する路線

路線名	起点（番地先） 終点（番地先）	重要な経過地
町道旧報徳病院線	大台町江馬字カイト290番12地先 大台町江馬字カイト285番1地先	

議案第 66 号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【制定理由】

令和 6 年 4 月に実施を予定している役場組織の機構改革に関連する 14 の条例の改正について、本条例の制定により改正を行うもの。

【主な内容】

- 「企画課」を「戦略企画課」に、「税務課」を「税務住民課」に、「町民福祉課」を「福祉課」に、「建設課」を「建設上下水道課」に改める改正。
- 課名を変更することに伴いそれぞれの業務の所管課を変更する改正。
- 「大台町宮川総合支所」を廃止して「大台町荻原出張所」を設置する改正。

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 67 号 大台町税条例の一部改正について

【改正理由】

令和 5 年度税制改正において、令和 8 年度から実施予定であった個人住民税及び国民健康保険税の地方税共通納税システムへの税目追加が、2 年前倒しされ令和 6 年度から追加されることに伴い、令和 6 年度以降は、現在実施している個人住民税と国民健康保険税の 2 税を集合主税とした徴収方法を維持することができなくなることから、集合税方式を廃止して、全国標準方式である単税方式にそれぞれ移行し、令和 6 年度以降の個人住民税（普通徴収分）の納期について、地方税法第 320 条に規定されている法定納期 4 期割へ変更するために改正を行うもの。

【内容】

改正案	現行
（個人の町民税の納期） 第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりである。 <u>第 1 期 6 月 1 日から同月30日まで</u> <u>第 2 期 8 月 1 日から同月31日まで</u> <u>第 3 期 10月 1 日から同月31日まで</u> <u>第 4 期 翌年 1 月 1 日から同月31日まで</u>	（個人の町民税の納期） 第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりである。 <u>第 1 期 6 月 1 日から同月30日まで</u> <u>第 2 期 7 月 1 日から同月31日まで</u> <u>第 3 期 8 月 1 日から同月31日まで</u> <u>第 4 期 9 月 1 日から同月30日まで</u> <u>第 5 期 10月 1 日から同月31日まで</u> <u>第 6 期 11月 1 日から同月30日まで</u> <u>第 7 期 12月 1 日から同月25日まで</u> <u>第 8 期 翌年 1 月 5 日から同月31日まで</u> <u>第 9 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</u> <u>第10期 翌年 3 月 1 日から同月31日まで</u>

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 68 号 大台町集落生活改善センター条例の一部改正について

【改正理由】

集落生活改善センター（地区集会所）の一部施設について、公の施設としての位置づけを廃止するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第 2 条別表から、神瀬集会所、宮野集会所、高奈集会所、上楠コミュニティセンターの 4 施設を削除する。

【施行期日】

令和 5 年 10 月 1 日

議案第 69 号 大台町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

【改正理由】

引用元である上位法令「空家等対策の推進に関する特別措置法」が一部改正され、空家所有者の責務の強化の条文が追加されたことに伴う「条ズレ」を改正するもの。

【改正内容】

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

【施行期日】

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日

議案第 70 号 令和 5 年度大台町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 71 号 令和 5 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 72 号 令和 5 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 73 号 令和 5 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 74 号 令和 5 年度大台町生活排水処理事業会計補正予算（第 1 号）

別冊「令和 5 年度補正予算説明資料（第 3 回定例会）」をご参照ください。